

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年1月24日(火) 最高裁判所中会議室	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 吉田 恵子 (芝会計事務所・公認会計士)	
	委員 秋山 靖浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
審議対象期間	平成28年4月1日から平成28年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 市川簡裁庁舎増築等工事</p> <p>※ 本件は、市川簡裁庁舎の増築工事であるが、1者入札かつ高落札率であった案件</p> <ul style="list-style-type: none">・紙入札の割合はどのくらいなのか。・入札の時は他の入札者と会うことはあるのか。・開札会場にパソコンを持ち込んで開札を実施しているのか。・他の高裁もパソコンを持ち込んで開札を実施していないのか。・開札（平成28年4月26日）後に実施した再入札の入札書の日付が「平成28年4月25日」付けとなっており、1回目の入札と同じ日付なので間違いではないかと思うが、後日、検証する際に日付が重要になる場合があるので慎重に確認した方がいいのではないか。・あらかじめ業者が準備していたのではないかと気にか	<ul style="list-style-type: none">・割合までは示すことはできないが、紙入札に比べて電子入札の方が多い。・紙入札の場合、紙入札業者は紙入札で参加した他の業者と会うことはあるが、電子入札に参加している業者を把握することはできない。また、電子入札を利用して入札に参加した業者は紙入札に参加した業者や他の電子入札の業者を把握することはできない。・今回は、電子入札用のパソコンは会場に持ち込んでいない。パソコンに入力する際には一旦中座して、ネットワーク環境がある部屋に戻り、パソコンの入力をした。・他の高裁においては、紙入札の業者がいる場合は電子入札用のパソコンを開札会場に持ち込んで開札を実施している。・東京高裁においてもネットワーク環境がある部屋において開札を実施するよう検討していく。・確かに4月27日の入札時に4月25日の入札書が提出されているので、今後は慎重に確認していきたいと考えている。入札書としては、入札の条件を満たしているので有効と判断した。・入札書自体を4月27日に提出している。作成者である業者に確認までしていないの

意見・質問	回答
<p>るが、いかがか。</p> <p>・例えば、業者に入札書の日付は「27日ですよね。」と確認をして、業者は入札書を修正や訂正などはできないのか。</p> <p>・資機材の価格について3者以上から見積を徴集しているが、具体的な項目は何か。</p> <p>・予定価格をたてる際に徴集する3者の見積書の中に今回の契約業者は入っているのか。</p>	<p>で真実は不明だが、他の案件においても、通常、今回の業者は金額のところは手書きで入れている。</p> <p>・入札書はその場で有効か無効か判断する。入札書の訂正は認めていない。</p> <p>・入札経過調書の欄外に経緯を付記するなどして、第三者の目から見て疑念がないように処理することも考えられる。</p>
<p>2 札幌高裁南7条宿舎A棟外3棟解体等工事</p> <p>※ 本件は、宿舎の廃止に伴う解体撤去工事であるが、極端な低入札となった案件</p> <p>・3者とも低入札であったということは全社に低入札価格調査を実施したのか。</p> <p>・施工体制確認のための調査は、低い価格の業者から調査を実施するのか。</p> <p>・環境配慮工事とは細目でいうとどのような内容か。</p> <p>・誓約書を提出させているが、常に提出するものなのか。</p>	<p>・建築でいうと建具や外壁パネルなどがある。</p> <p>・入っていない。</p> <p>・まず、施工体制を評価するための調査を全社実施して評価をつけ、評価値を算出して、評価値が一番高い業者である今回の契約の相手方に対し低入札価格調査を実施した。</p> <p>・予定価格以内の全社に対し調査を行うため、相手業者と日程を調整したうえで、調査を実施する。</p> <p>・アスベストの除去する費用や負圧のセキュリティルームを作るための費用などである。</p> <p>・入札説明書に記載のとおり、特別重点調査の場合は提出することになる。常に提出するものではない。</p>

意見・質問	回答
<p>・誓約書を提出したくない場合、この業者と契約しないということになるのか。</p> <p>3 小浜簡裁庁舎改修工事</p> <p>※ 本件は、庁舎の冷温水発生機用の煙突内に使用されていたアスベスト含有断熱材を除去し、鋼管パイプに置き換える工事であるが、緊急随意契約となった案件</p> <p>・業者の選定の条件は、現場がある福井県及び隣接する府県に本社、支店又は営業所を有する業者のうち、平成20年度以降に名古屋高裁発注のアスベスト関連工事を受注した実績を有し、かつ不誠実な行為がなく、経営状況が良好な業者としているが、対象業者は複数者いると考える。その中から今回の業者を選定した基準は具体的に何か。</p> <p>・名古屋高裁管内だけではなく、今回の工事場所を考えると京都府も近いと思うが、同地域の実績を考慮することはなかったのか。</p> <p>・予定価格をたてる際の見積書は何者から徴集したのか。</p>	<p>・提出すべきものが提出されなければ理由をヒアリングするが、別の書面で確認することができれば契約は可能かと考える。</p> <p>・対象の業者は複数者あったが、こちらの求めに迅速に対応が可能な業者に見積書を依頼した。</p> <p>・小浜市は京都府に近いところにはあるが、京都府は大阪高裁管内になる。名古屋高裁とは日常的な取引がないため考慮しなかった。</p> <p>・今回は2者から徴集した。規定上2者以上であるが、実務上3者以上から見積書を徴集することとしている。</p>